

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東近江市長 小 椋 正 清

市町村名 (市町村コード)	東近江市 (252131)	
地域名 (地域内農業集落名)	南清水 (南清水町)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月24日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

※

・現在集落の水田21haの内、農事法人にて耕作しているのは12ha、個人の耕作者にて耕作しているのは9ha。個人耕作者のいずれも後継者が不在で将来的にはすべて法人が担うことが予想されるが、法人自体の就業者が確保できるのかが不透明。
・小面積の畑が集落内に点在しており集積が困難、田以上に耕作放棄地の増加が懸念される。

(2) 地域における農業の将来の在り方

※

・主要作物は水稻、小麦、大豆で変わらないが、品種についてはJAの推奨品種や消費者の要望に合わせた競争力のある品種への切り替えについても積極的に取り組んでいく。
・将来を見据えて地域内での就業者の育成が優先されるが、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を受入れ、さらに農業を担う者を募り、地域全体で農地を利用する仕組みの整備を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	30.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	30.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積・集約化の方針	※
農事法人を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農業委員と調整し、農地中間管理機構を通じて進める。	
(2)農地中間管理機構の活用方針	※
地域全体を農地中間管理機構に貸し付け、担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際農業委員と調整し、所有者の貸付意向時期に配慮する。	
(3)基盤整備事業への取組方針	※
集約化を達成し、並行して農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を計画する。	
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針	
地域内外から多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市及びJAと連携し相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。	
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針	
作業内容によりJAへの委託が効率的な場合は積極的に活用する。	

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--